

Title	〔商法一二四〕取引先の経理状態の悪化にかかわらず取引を継続した代表取締役の責任(東京高判昭和四五年一月二九日)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.7 ,p.104- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730715-0104">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730715-0104</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 判例研究

## 〔商法 一二四〕 取引先の經理狀態の悪化にかかわらず取引を

## 継続した代表取締役の責任

## 〔判示事項〕

取引先の經理狀態が悪化したことを知りながら取引を継続した株式会社代表取締役につきその業務執行が善管注意義務に違反したとして会社に対する損害賠償責任を認めた事例

## 〔参照条文〕

民法六四四条、商法二五四条、二五四条ノ二、二六六条

## 〔事實〕

被控訴人X会社は昭和二五年三月に設立された鋼材、鉄鋼製品などの販売を目的とする株式会社であり、資本金は最初は八〇万円であり、後に三二〇万円に増資されているが、それは実際には訴外Bが出資したものである。けれどもBは、X会社と同種の営業を目的とする他の会社の代表取締役をしているため、独占禁止法の適用を受けなければならない。自ら平取締役にとどまり、古くからの知人の訴外Aを代

〔東京高判昭和四五年一月二十九日  
昭和四三年(ホ)一七三四号許害行為取消請求控訴事件〕  
下級民集二二卷一・二号一八八頁

表取締役に就任させ、営業（販売）部門を担当させてきた。控訴人YはAの後妻である。AはX会社の代表取締役として訴外C会社との間で、昭和三六年三月から九月までに前後四回にわたって鉄板を売渡したことがある。その後、昭和三八年四月から再びC会社との取引をはじめ、翌三九年二月までの間に総額五九九万二五九八円の鉄板を売渡し、その代金の約半分は支払を受けまたは相殺したが、残りの二〇〇万三六三〇円については、C会社振出しの二通の約束手形の交付を受けた。ところが、この約束手形はいずれも満期に支払われず、一部は相殺されたが、残額については数回にわたって無償で手形の書替が行なわれた。そして最後には、二通の手形を合せて額面金一六九万五七一二円、満期昭和四一年九月十一日の約束手形一通を振出させたものの、結局、預金不足のため支払を拒絶されただけで済んでいない。更に昭和三九年四月から八月までに、AはC

会社との間で総額五六二万一二〇八円の鉄板取引を行なったが、代金支払の完了したのは一年先の昭和四〇年四月のことであった。

Aは昭和三十九年八月にC会社の代表取締役C'から、従来のC会社名義では他の取引先から差押を受けるおそれがあるから、今後はまだ設立していないD会社名義で取引したい旨の申入を受けた。そこでAは、X会社の未決済代金を回収するためには、なおD会社名義による取引を継続し営業を持続させるほかないと判断し、C会社に対し経費の節減を指示し、支払計画を立て担保を提供させ、在庫があれば売渡しをさしひかえるなどの措置をとった。そして、D会社名義を用いたC会社との間で、昭和三十九年八月から翌四〇年二月までの未払残代金は四〇三万五三五六円であった。更に、昭和四〇年三月から翌四一年二月までの間の取引金額は飛躍的に増大し、総額二四三万九七三〇円の鉄板を売渡した。けれども、C会社の得意先の注文に合わぬ品を売渡したなどのこともあつて、昭和四一年二月には未回収の売掛金は合計一五五六万四八五二元となつたので、ここで漸くD会社名義を用いたC会社との取引を打切つた。この一五〇〇万を超える債務についても、C会社及びC'個人には支払能力がなく、結局X会社の損害に帰した。Aは昭和四一年五月一日に代表取締役を退任すると共に取締役を辞任した。

なお、Yは昭和四一年五月一日にAから土地及び建物、金額にして四〇〇万ないし五〇〇万円に相当する財産の贈与を受け、各所有権移転登記手続を完了している。当時、Aは右の土地及び建物の

ほか預金四〇〇万円位を有していたが、それ以外には財産はなかつた。このような取引経過に基いて、X会社は本件損害の生じたのはAが営業担当の代表取締役として、C会社の代金支払状況が不良であるのを知りながら、仮装会社であるD会社にあて鋼材を売渡したため、X会社に対する忠実義務、善管注意義務に違反した結果である。また、X会社はAからYにあててなされた土地及び建物の贈与は、詐害行為であると主張した。これに対してYはこれを争ひ控訴した。

〔判 旨〕

控訴棄却。

右に認定した取引経過からすると、昭和三十八年四月にX会社がC会社と取引を再開した以後においては、C会社の代金支払状況は終始不良であつたといわざるをえない。特に、昭和三十九年八月にC'からD会社名義による取引の申入があつた当時においては、X会社の代表取締役としてC会社の営業及び経理の状態を知つていたAとしては、善良な管理者の注意をもつて判断すれば、C会社との取引をなお継続しても、売掛代金の未払額を多くするのみであらうことを予見しえたはずである。それにもかかわらず、AはC会社の経理状態及び支払状況を重視せず、景気が好転すればC会社の営業成績も挽回するであらうと期待し、D会社名義によるC会社との取引を継続しその取引量を増したため、かえつてX会社の損害を大きくする結果を招いたものであるから、善良な管理者の注意を怠つたものといふべきである。

控訴人は取引行為における取締役の善良な管理者の注意義務は、会社の企業経営全体の立場から、ある程度の時間的経過の中で観察して判断すべきであり、C会社との取引及びその結果のみを抽出して論ずるのは誤りであるとする。この点については、取締役は会社との関係において、その全職務を善良な管理者の注意をもつて執行すべき義務があり、個々の取引行為をするに当つてもその注意義務を負つてゐることは当然である。ただ、一見会社にとつて不利益な個々の取引行為であつても、会社の企業全体の立場から見てその目的達成のためになされたものであれば、右の注意義務違反の問題を生じない。これに対して、ある取引行為において右の注意義務に違反した結果会社に損害を与えた場合に、他の営業活動によつて利益を与えたからといつて、その注意義務違反の責任を免れうるわけではない。

また、AからYへの土地及び建物の贈与については、X会社においてBからC会社に対する多額の売掛残代金のあることを蔽しく追求されたAが、その後はあまり会社に入社せず、やがてX会社の代表取締役を退任し取締役を辞任する直前に、土地及び建物の各所有権移転の登記手続がなされていることからいつて、AはX会社の権利を害することを知つて右の贈与をなしたと確認される。また、YはAがX会社に対する損害賠償義務を負担していることを知らず、許害の事実について善意であつたといつてゐるが、AとYとは昭和三十六年七月に結婚している。そして、本件建物については昭和四〇年一月にA名義で所有権保存の登記手続がなされており、その時はY名

義による保存登記をしないで、僅か五か月の後にYに対する贈与による所有権移転の登記手続をなしたことは不自然である。従つて、原判決がX会社主張の許害行為の成立を認めたことは相当である。

#### 〔評 釈〕

取締役の会社に対する責任を規定した商法二六六条は、その一項で責任の原因となる各種の行為を定めている。すなわち、一項の一号ないし四号では、いわば個別的、具体的に責任原因となる行為を列挙しており、更に五号においては、一般的、包括的に取締役が法令または定款に違反する行為をなしたときは、その取締役は連帯して会社が蒙つた損害を賠償する責任がある旨を規定している。そこで、この五号のいわゆる法令のうちには、自己株式の取得禁止(商二二〇)、競争の禁止(商二六四)などのように、取締役の具体的義務を定めた規定のみを指すとの見解もあるが(伊沢・註解新会社法四四八頁、宗宮「株式会社重役の損害賠償責任」日本法学二四巻五号一七頁)、通説はそれらに限定しないで、取締役の善管注意義務(商二五四・民六四四)や忠実義務(商二五四ノ二)を定めた規定をも包含すると解している。このように、法令違反行為という場合の法令という言葉のうちには、一般的、抽象的義務を定めた規定までを包含すると理解することは、用語法としてはむしろ異例のものである(商二四七・二五二・二五四ノ二・二七二・二八〇ノ一〇など参照)。けれども、昭和五年の改正前の規定が取締役の任務懈怠を責任原因としており(昭和五改正前商二六六対照)、改正法も責任原因を明確にするこゝを目標として表現を変更したにすぎないから、この点に関しては

改正の前後をとおして変りはなく、従つて通説のように理解するのが妥当である。このように理解すると、商法二六六条一項五号の規定は、取締役がその任務を怠つて会社に損害を与えた場合の責任を定めたものであり、その点では民法のいわゆる債務不履行に基く責任にはかならないが、その行為をなした取締役が数人いる場合には、その責任を連帯とした点に特色がある。これに対して、任務懈怠については故意または過失の存在を責任要件とすることには変りはない（津田・会社法大意三〇六一—三〇八頁、大隅・全訂会社法論中巻一三九頁、本間・注釈会社法(4)四四一—四四三頁）。

判旨も取締役の責任原因については右のような理解に立つて、X会社の代表取締役Aの行為が善良な管理者としての注意を欠き、取締役としての任務を怠つたものであるか否かを検討する。そのためには、取締役に負わされる善良な管理者としての注意の内容を明らかにしなければならないが、この場合の善良な管理者の注意とは、抽象的にいえば、その会社の取締役として業務を執行するについて、一般的に要求される平均人の注意ということである（大判明治四四・一一・一民録一七卷二七頁）。もつとも、これを更に詳細に眺めると、その会社の規模の大小、目的たる事業の種類、担当する業務の性質などに応じて、取締役の注意義務の内容に差異のあることはいうまでもない。特に現行法は取締役会の制度を法定し、会社の業務執行は取締役会が決定し、その決定に基いて、対外的な行為は代表取締役が執行するというたてまえをとつているため、代表取締役の注意義務とその他の取締役の注意義務、とりわけいわゆる取締

役の監視義務との間には差異がある。また、会社はその目的たる事業の遂行に當つて、これを円滑に実行するため定款または取締役会の決議により、取締役の業務分担を定めることが多いが、その場合の業務担当取締役と特に具体的な担当をもたない取締役との間にも、注意義務として要求されるものが異なるかの点も問題とされる。

けれども本件の場合には、Aは昭和二五年にX会社が設立されていろいろの代表取締役であり、しかも主としてその営業（販売）部門を担当し、C会社との取引の衝に當つてきた。そして、AのX会社におけるこの関係は、実質的には昭和四一年四月頃まで継続し、同年五月に初めて代表取締役を退任すると共に取締役を辞任している。その意味では、AはX会社においてはきわめて重要な職務を担当しており、従つて、善良な管理者の注意をもつてその職務を会社のために執行すべき立場にあり、いわゆる平取締役の監視義務とは異なる義務を有していたといわなければならない（最高判昭和四四・一一・二六民集三卷一—二五〇頁、大阪地判昭和三八・一・二五下級民集一四卷一—九三頁）。

そして、本件判旨に現れた取引経過を眺めてみると、X会社は昭和三九年八月にC会社から、他の取引先からの差押を免れるために、今後はD会社名義で取引を継続して欲しいとの申入を受けている。この当時、X会社はC会社に対し、昭和三八年四月から翌三九年二月までの鉄板の売掛残代金を約束手形で約一六九万円、昭和三九年四月から八月までの残代金約二七七万円、合計四四六万円以上

の売掛債権を有していた。またこれに加えて、C会社は他の取引先との間の二〇〇〇万円以上の仕入代金債務に基いて、取引先から差押を受けるという実状であった。従つて、AはX会社の代表取締役として、その後C会社に対し経費の節減を指示し、支払計画を立てさせ、担保をとるなどの措置をとつたとしても、昭和三九年八月から四一年二月までの間に、売掛残代金が一五〇〇万円を越える取引を行なつたことは納得し難い。その意味において、判旨がA代表取締役の責任原因として、善良な管理者の注意をもつて判断すれば、C会社との取引を継続しても、売掛金の未払額が更に大きくなるのを予見しえたにもかかわらず、取引を継続したのみでなく取引量を増したため、C会社に対する売掛金の未収額を累増させ、X会社の損害を大きくした点をとらえているのは正当である。

このように、取締役在任中に生じた賠償義務はその辞任後にも及ぶから(大判昭和八・七・一五民集二卷一九号一八九七頁)、複雑な事実関係を判旨のように手際よく認定できさえすれば、Aの責任を認めることは比較的容易なはずである。ところがAの側では、企業活動に冒險性、危険性、投機性が伴うことから論ぜられるい、いわゆる「経営の合理性に関する判断の法則」を引用して、Aの過失責任を問うべきでないと反論する。更に、取締役の善良な管理者の注意義務は、ある程度の時間的経過の中での全取引行為の総体を觀察して判断すべきであり、C会社との取引及びその結果のみを抽出して、Aの注意義務を論ずるのは誤りであると主張している。そこで、次にこれらの点について検討してみよう。

まず、「経営の合理性に関する判断の法則」(Business Judgement Rule)の問題から考えてみたい。この法則は会社事業の経営上の判断に誤りや過失があつても、価値と政策の問題は取締役の経営上の判断に属し、取締役が悪意または詐欺的行為で処理したものでないかぎり、裁判所はそれを判断の対象とはしないというアメリカ判例法上の一つの法則である。そしてこの法則は、ペンシルヴェニア州などにおいて制定法にも規定されている(Ballantine, On Corporations, 1946, pp. 160—161. Latin & Jennings, Cases and Materials on Corporations, 1939, p.394. Stevens & Henn, Law of Corporations, 1965, p. 639, 761—762)。もつとも、取締役が自己の利益をはかるためになした行為にはこの法則は適用されないし、また、類似の情況の下において、通常の注意力を有する者が行使すべき注意をも払わなかつた場合にも、取締役はその責任を免れえないことを多数の判例は示している。更に、この法則が経営者としての取締役の経営判断の問題を明らかにしたものであるか、それとも、取締役の払うべき注意義務の内容を定めたものかについては、アメリカの学説上も争いがあるようである(大阪谷「取締役の責任」株式会社法講座二卷一一九、一二三頁 Dodd & Baker, Cases and Materials on Corporations, 1951, p. 406)。

確かに、取締役の善良な管理者としての注意が問題となる場合には、特定の会社の取締役として要求される経済人としての行動が前提とされており、単なる抽象的一般人としての行動が前提とされていない。アメリカ法上のこの法則によつて、右の關係が一

層明らかになつたというるであらうが、それと同時に、取締役の判断にこの法則を適用するに際しては、取締役が会社に対する忠実義務を果すことを前提としていることも見逃すことはできない。従つて、この法則を日本法に当てはめて説明した場合にも、従来の理解の仕方とそれほどの差異はないように思う。すなわち、取締役の有すべき善良な管理者としての注意の内容は、前述したところと同様に、その会社の取締役としての地位に応じて普通に要求される注意ということになるし、また、その注意を欠くと責任の原因となり、反対に注意を尽してさえおれば、会社に損害を生じてもその賠償責任を負わないということになる。従つてその点からいえば、本件判旨がAは僅かな注意を払うことによつて、D会社名義によるC会社との取引を継続しても、売掛金の未払額を増加する結果に終ることを見越してきたのに、忠実かつ真摯に職務を遂行しなかつたため会社に損害を与えたものであるから、その損害について賠償の責任があると判示したのは妥当である。

次に問題となるのは、Aの側で主張しているように、取締役の善良な管理者の注意義務は、ある程度の時間的過程の中で全取引行為の総体を觀察して判断すべきものであるか、あるいは進んで、個々の取引行為をなすについても要求されると解すべきかという点である。この場合、判旨のように後者の立場をとつても、その全体の職務を善良な管理者の注意をもつて執行すべきことに変りはないから、結局両説の差異は、個々の取引行為については善管注意義務を要しないと見るか否かという点にある。個々の行為には善良な管理

者の注意を要しないとする前者の立場をとると、代表取締役AはX会社のために多くの取引行為をなしているから、C会社との取引と其の結果のみをとり出して、その責任を問題にするのは不当であるという議論になりそうである。けれども既に述べてきたように、取締役がその職務の遂行に當つて善良な管理者の注意を要するということ、個々の取引が会社にとつていかなる意味をもつか、取引の結果会社に利益があつたか否かということとは直接の関係はない。取締役は会社のために不利益な取引も行なわなければならない場合もある(大阪地判昭和四二・四・二〇判時四九八号六四頁)。また、取締役が忠実かつ真摯にその職務を遂行することは、取引上の利益につながるものが少なくないであらうが、反対に、忠実かつ真摯に行動しても、なお損失の生ずるという場合もある。

会社の業務の執行に當る取締役に對しては、その権限を強化することが重要である反面、重い責任を負わせることが立法の傾向であるが、その場合の取締役の会社に対する責任の性質は、わが国においてははいわゆる過失責任である。このことは英米法においても同様に認められる傾向である(本間「株式会社取締役責任論序説」法学二〇卷四号八四頁)。このように、取締役の責任に關して過失責任がとられていたということは、会社に生じた損害が取締役の任務懈怠に基づく場合には、取締役の会社に対する責任を認めるということである。更に詳細にいえば、数個の取引を綜合して会社にとつて損害があつたか否かが問題となるのではなく、取締役に任務懈怠があつたか否か、会社に生じた損害とその任務懈怠との間に因果關係が認め

られるか否かが、ここでの問題の中心なのである。従つて、取締役がある取引において注意を欠いて会社に損害を与えた場合には、他の営業活動とは切り離して、任務懈怠の責任を免れないのであり、その意味でもAの側の主張には理由がない。

なお、代表取締役Aは本件土地及び建物と預金四〇〇万円位を有していたが、それ以外には財産はなかつた。この土地及び建物の価額は合計四〇〇万円ないし五〇〇万円位であつた。昭和四一年四月初めに、X会社の取締役でありかつ実際の出資者でもあるBがAを呼んで、C会社との間の多額の売掛残代金のことでその責任を追求している。その後、Aは同年五月一九日に代表取締役を退任して取締役を辞任したが、その直前である五月一六日に本件土地及び建物を妻Yに贈与した。このようなAの行為は、まさに自己の資産の減少をはかり、X会社が十分な弁済を受けえなくする詐害行為といふべきである。また、Aに詐害の意思があつたか否かという点につい

ては、判旨の認定した事実からいつて、本件不動産のほかには預金しかないAが、重要な財産である土地及び建物をYに贈与することは、自己の一般財産の減少することを知つていたものと解される。本件判旨は、認定された各事実によれば、AはX会社の権利を害することを知つて右の贈与をなしたと推認できるとしているから、本件ではAがX会社の権利を害することを知つていた(悪意)のみでなく、害することを意欲していた(害意)ものと理解しているようである。もつとも、この点について判旨はそれ以上は論じていないから、ここで債務者の主観的要件について特別の主張をしたとは思われない。また、債権者取消権が成立するためには債務者が悪意であつただけでなく、受益者であるYが受益の当時その事情を知つていたことを要するが、この点についても本件で明らかにされた事実に基づいて、Yの善意の主張を排斥した判旨の結論は妥当であると考